

# 組織見直しの検討について

< 日本小型自動車振興会 >

平成16年7月9日

経済産業省

# 日本小型自動車振興会

## 1. 組織の概要

### (1) 根拠法令

小型自動車競走法(昭和25年法律第208号)

### (2) 設立年月日

昭和37年10月1日

### (3) 目的

日本小型自動車振興会は、小型自動車競走の公正かつ円滑な実施を図るとともに、小型自動車その他の機械に関する事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資することを目的とする。(小型自動車競走法第18条)

### (4) 事業内容

選手・審判員の検定・登録及び競走用小型自動車の登録

小型自動車競走会への指導

選手のおっせん

選手、審判員の養成・訓練

小型自動車その他機械工業に関する振興事業への補助事業

体育事業その他公益の増進を目的とする事業への補助事業

等

## 2. オートレースの運営状況

〔オートレース施行者数(平成16年4月1日現在)〕

・8施行者(2県、5市、1町)

〔小型自動車競走会数(平成16年4月1日現在)〕

・6カ所(群馬県、埼玉県、千葉県、静岡県、山口県、福岡県)

〔オートレース選手数(平成16年4月1日現在)〕

・519人(S級、A1級・A2級、B1級・B2級)

〔オートレース場数(平成16年4月1日現在)〕

・6カ所(オートレース施行者所有:4カ所、民間所有:2カ所)

〔オートレース開催の回数・日数(平成15年度)〕

・85回、684日

〔オートレースの種類(平成16年4月1日現在)〕

・5種類(SG、G、G、普通開催、施設等改善レース)

〔車券の種類(平成16年4月1日現在)〕

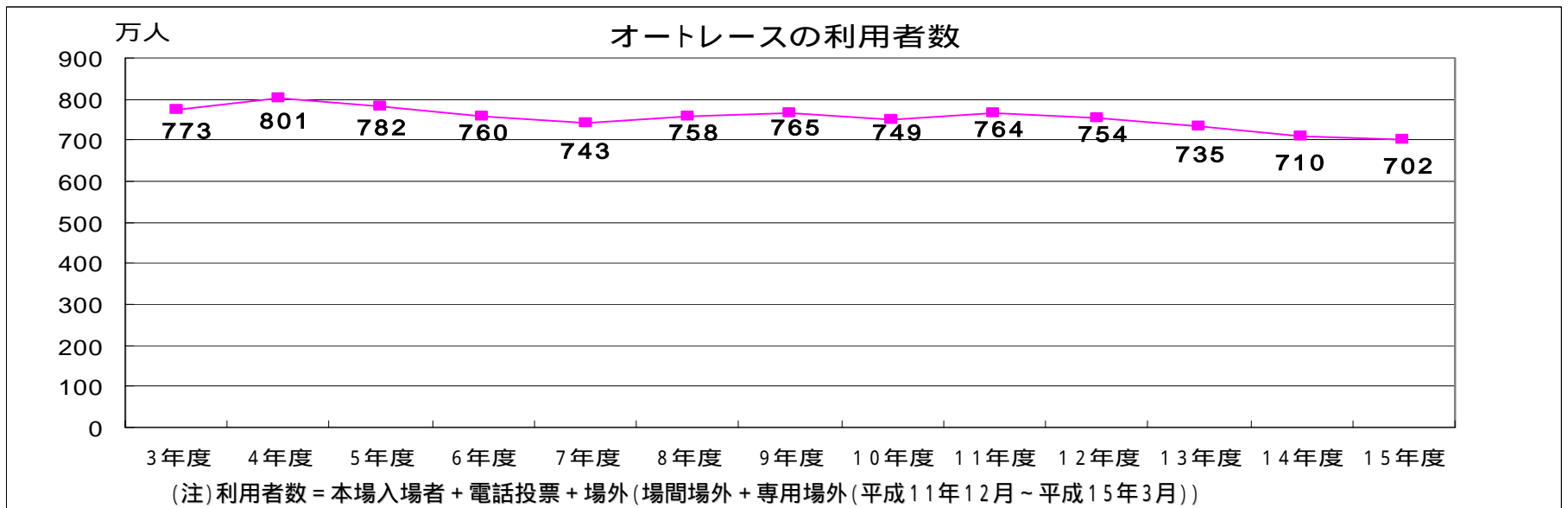
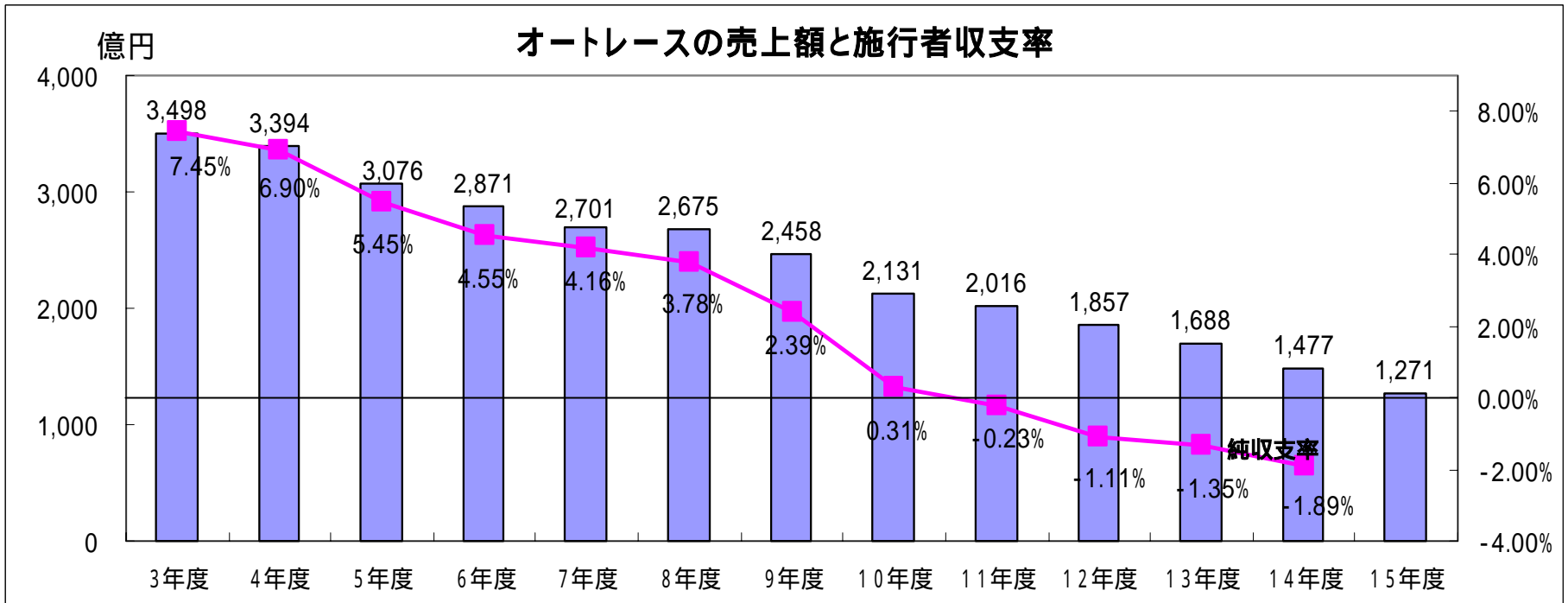
・7種類(単勝、複勝、2連単、2連複、3連単、3連複、拡大2連複(ワイド))

# オートレース場の所在地

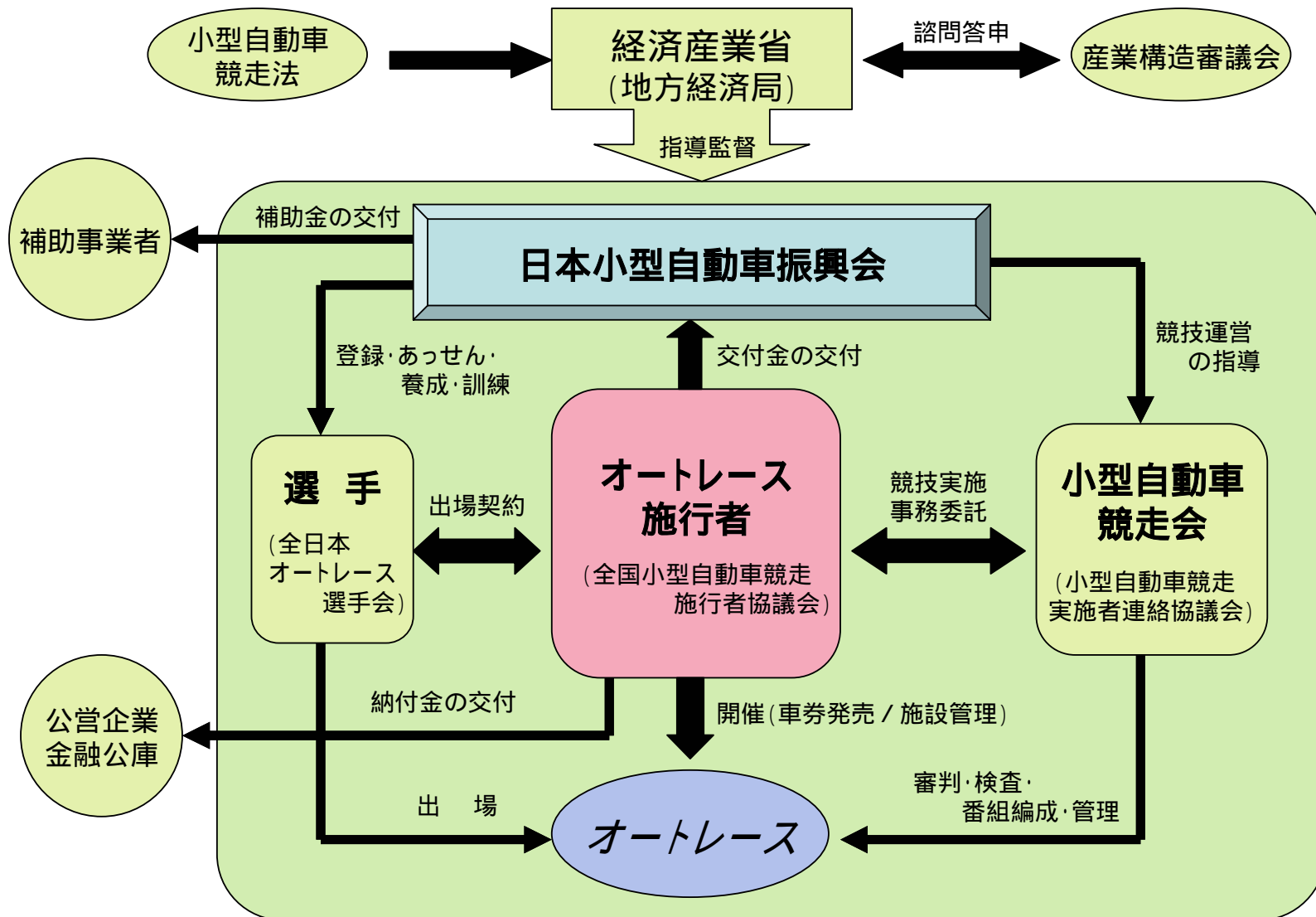
平成16年6月1日現在



### 3. オートレース事業の推移



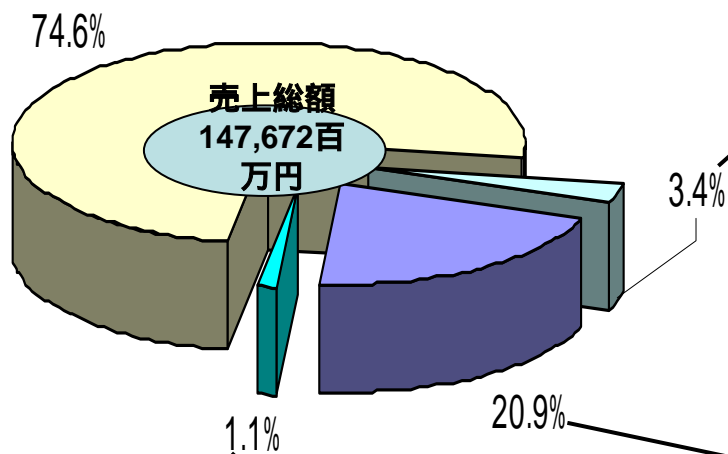
# 4. オートレースの運営状況体系図



# 5. 社会に役立つオートレース (オートレースの売上金の仕組みと使途)

売上金の74.6%が的中車券に払い戻し。

<平成14年度実績>



日本小型自動車振興会への交付金  
(小型自動車競走法に基づく業務)

<内訳>

・1号交付金: 1.6%

(小型自動車等機械工業振興補助事業)

・2号交付金: 1.3%

(体育、社会福祉等公益事業振興補助事業)

・3号交付金: 0.5%

(小型自動車競走の公正かつ円滑な実施を図るための事業)

小型自動車競走施行者の収益の使途

<内訳>

・開催経費: 人件費、広告宣伝費、選手賞典費等

・収入: 学校、病院、道路整備等の公共施設の充実に当てられる。

公営企業金融公庫への納付金(地方財政法に基づく納付)

## 6. オートレース事業の活性化

「オートレースの構造改革について」(平成13年12月小型自動車競走運営協議会報告)を受け、構造改革の取組みを推進。

オートレース再生に向けた緊急プログラム(1年の間に着手すべき課題)

- 専用場外、電話投票の拡充
- インターネット投票の導入
- 広報宣伝の強化

オートレースの安定的・持続的運営を目指すプログラム

- 新投票法(ワイド、三連勝)の拡大
- 場間場外の充実
- ビジネスマインドに徹した事業運営の実現(およそ27%のコストダウン)

平成16年度に  
1600億円の売上でも2%程度の収益を目指す。

平成14年に「小型自動車競走法」を改正し交付金の引下げも行ったが、売上が当初の予測以上に落ち込む(平成15年度 1271億円)中で、施行者は引き続き厳しい状況にある。

- ・施行者の収支率(平成12年度 1.1% 平成14年度 1.9%)
- ・赤字施行者数(平成12年度 5施行者 平成14年度 5施行者)

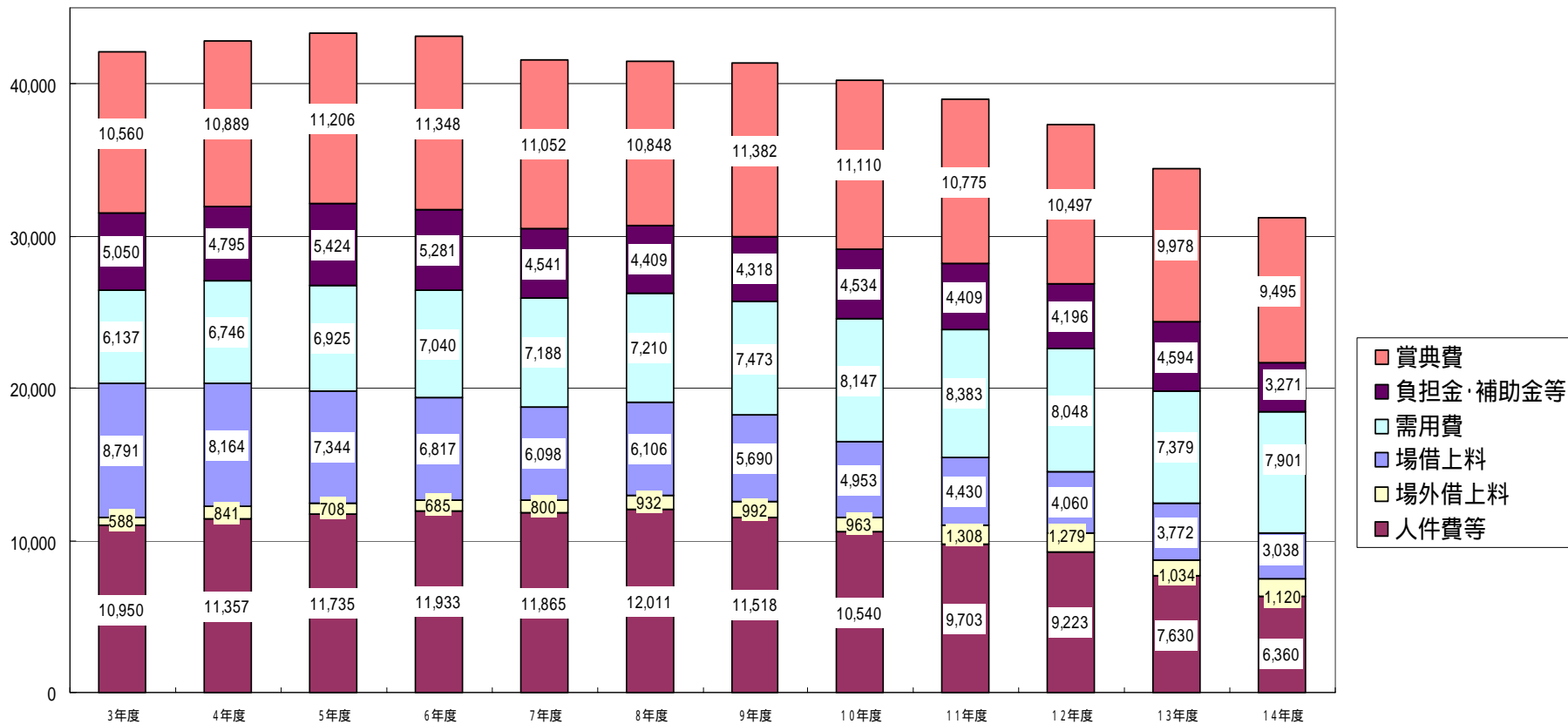
オートレース事業の状況の変化を踏まえ、「オートレース再生集中期間における取組について」(平成16年3月産構審車両競技活性化小委員会報告)を新たに策定し、平成17年度までをオートレース再生集中期間として、売上1300億円、収益2%を目指して活性化に取り組んでいる。



(参考)

### 開催経費額内訳の推移

百万円



# 7. 組織見直しの検討状況

経済産業省

監督等

日本小型自動車振興会

【行政による小型自動車競走法に基づく監督・監査等】

- ・ 役員の任命・認可(法第19条の8)
- ・ 業務の方法の認可(法第19条の18)
- ・ 事業計画及び収支予算の認可(法第19条の20)
- ・ 事業報告書等の提出(法第19条の23)
- ・ 経済産業省による監督(法第19条の24)

等

【健全に発展させるべき公営競技の実施主体】

日本小型自動車振興会は、刑法の特例として認められたギャンブルである小型自動車競走(オートレース)の公正かつ円滑な事業の実施、社会還元の適切な実施が求められる特殊性に鑑み、小型自動車競走法に基づく国の監督の下、特殊法人の形態で実施。

国の監督が必要ないわゆる「ギャンブル」という特殊性に鑑み、特殊法人の形態で実施。

「自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律」の施行の状況を踏まえ、組織のあり方については、集中改革期間(平成18年3月末まで)において検討。